

事 務 連 絡
令和4年3月29日
(令和4年7月29日一部改正)

医療・介護・障害福祉・
保育・教育 関係事業者 各位

岡山県保健福祉部
新型コロナウイルス感染症対策室

新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者に対する外出自粛要請への
対応等について

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、平素から御理解、御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、オミクロン株陽性者の濃厚接触者である事業者の業務に従事している者について、待機期間の経過を待たずに、一定の条件で検査が陰性であった場合には、待機が解除できることとしています。

さらに、下記の国事務連絡に基づき、医療従事者に加え、介護従事者や障害者支援施設等の従事者、保育所、幼稚園、小学校等の職員についても、濃厚接触者になった場合には、他の従事者による代替が困難であることや就業前の毎日検査で陰性が確認されていること等の要件や注意事項を満たす限りにおいて、業務に従事することを可能とし、また、県の独自対応として、中学校、高等学校及び中等教育学校の職員についても、同様に取り扱っているところです。

このたび、BA.5系統への置き換わりが進む中で、感染者が急増しており、保健所業務の重点化や社会経済活動の維持の観点から、濃厚接触者の待機期間の見直しを行いました。なお、令和4年7月22日付けで厚生労働省事務連絡が一部改正されたことを鑑み、令和4年7月22日から適用することとし、同日時点で濃厚接触者である者にも適用できることとします。

つきましては、関係事業者におかれましては、下記の事務連絡を確認いただき、必要なサービスが提供されるための緊急的な対応であること等を踏まえ、適切に実施してくださるようよろしくお願いいたします。

記

【県事務連絡】

- ・新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者のうち事業所の業務に従事する者の待機解除に関する取扱いの期間変更について（令和4年1月19日（令和4年7月29日一部改正）付け岡山県保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策室事務連絡）

【国事務連絡】

- ・B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染

者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（令和4年3月16日（令和4年7月22日一部改正）付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

- ・医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について（令和3年8月13日（令和4年7月25日一部改正）付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
- ・介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について（令和4年3月16日（令和4年7月26日一部改正）付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等事務連絡）
- ・障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について（令和4年3月16日（令和4年7月26日一部改正）付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等事務連絡）
- ・保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について（令和4年3月16日（令和4年7月26日一部改正）付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等事務連絡）

【県ホームページ】

<https://www.pref.okayama.jp/page/759292.html>

（お問い合わせ先）

岡山県保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策室
患者情報班 電話：086-226-7960